

消費税法の改正に伴う留意点等について

平成15年度税制改正により平成16年4月1日以降開始する課税期間より適用されることとなる消費税法について、改正事項や留意点は以下のとおりとなります。

1 事業者免税点の引き下げ

納税義務が免除される基準期間における課税売上高の上限が現行の3,000万円から1,000万円に引き下げられます。

注)1 基準期間とは、対象となる事業年度の前々事業年度をいい、事業年度が一年である法人の場合には平成17年3月末決算分から適用となります。

注)2 課税売上高とは、消費税が課税される取引の売上金額(消費税及び地方消費税の額を除きます)と輸出取引等の免税売上金額の合計額から、これらの売上に係る売上返品、売上値引や売上割戻等に係る金額(消費税及び地方消費税の額を除きます)の合計額を控除した残額をいいます。

なお、免税事業者である場合には、消費税等が課税されませんから、基準期間が免税事業者であった場合の売上金額等からは消費税等の金額は控除しないこととなります。

ポイント

- (1) 基準期間における課税売上高が1,000万円を超えたことになった場合には、「消費税課税事業者届出書」を速やかに納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。
- (2) 免税事業者から課税事業者に該当することとなった場合には、納税義務が免除されていた期間の棚卸資産に係る課税仕入等の税額については以下のような、調整が必要となります。

消費税の課税事業者となる前の課税期間が免税事業者である場合に、棚卸資産を保有しているときには、その棚卸資産に係る消費税等も、課税期間中に発生した仕入れなどに係る消費税等に含まれ、課税売上に係る消費税等から控除して計算することとなります。なお、課税仕入として控除した棚卸資産の明細を記録した書類の保存が必要となります。ただし、簡易課税制度の適用を選択されている事業者は、この調整を行うことができません。

2 簡易課税制度の適用上限の引き下げ

簡易課税制度を適用することができる基準期間における課税売上高の上限が現行の2億円から5,000万円に引き下げられます。

注) 簡易課税制度とは、通常納付する消費税等を計算する場合に、課税売上に係る消費税等から、課税仕入に係る消費税等を控除して計算する方法(以下、「本則課税」といいます)に対して、課税売上に係る消費税等を基にして業種区分に応じた一定の割合(みなし仕入率)を乗じて控除する税額を計算し、納付税額を計算することができる制度です。

みなし仕入率の区分()内は該当する業種	
第一種事業(卸売業)	90%
第二種事業(小売業)	80%
第三種事業(製造業等)	70%
第四種事業(その他の事業)	60%
第五種事業(サービス業(飲食店業を除く))	50%